

島根県報

号外第一三八号

平成十五年十二月九日

(火曜日)

監査公表

定期監査の結果の公表

目次

監査委員公表

島根県監査委員公表第二百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により実施した
監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十五年十二月九日

島根県監査委員	島	中	同
田三郎	田	村	同
芳信	川	川	同
	卯	品	同
	一	田	同
	一	生	同
		洋	同

一般会計及び特別会計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成14年度の一般会計及び特別会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については事業規模及び職員体制等を考慮して決定した。

区 分	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数
本 庁 等	79	79
地 方 機 関	174	81
計	253	160

4 監査実施期日

本 庁 等 平成15年7月22日から10月22日まで
地方機関 平成15年5月21日から8月7日まで

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善を要する事項は、次表のとおり733件であった。
指摘事項の内容等については第2の2に、また、指示・注意事項の主なものの内容等については第2の3に記載のとおりである。
是正・改善を要する事項のうち、指摘事項に係る部局別内訳は、第3「部局別の監査結果」のとおりである。

(単位：件)

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	その他	合 計
指 摘	0	15	9	13	0	12	3	52
指 示	6	146	251	134	1	53	3	594
注 意	0	0	0	5	2	79	1	87
合 計	6	161	260	152	3	144	7	733

なお、上記事項のほか、「運営の合理化に関する事項」12項目について該当機関あてに通知した。
また、重点監査事項として「行政財産目的外使用料の減免措置」について監査を実施した結果、それに係る「運営の合理化に関する事項」は第2の4に記載のとおりである。
是正・改善を要する事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。
また、「運営の合理化に関する事項」の該当機関にあっては、これの措置について検討されたい。

2 指摘事項

(1) 収入事務

行政財産目的外使用許可に係る使用料又は経費負担金について、収入されていないものが9件、収入すべき金額を誤ったものが1件あった。
修繕工事について、他団体からの負担金が収入されていないものが1件あった。

会計規則に定める収入に関する帳簿を備えていないものが3件あった。

収入分任出納員に任命されていない職員が現金を扱っているものが1件あった。

(2) 支出事務

庁舎清掃に係る委託契約の変更に当たって、執行伺が作成されていないものが1件あった。

郵券の購入に当たって、必要量等の検討が十分行われず過大に購入されたものが1件あった。

個人に対する貸付金について、支払時期（貸付時期）が遅延したものが1件あった。

修繕工事について、適正な積算が行われなかったため支払額を誤ったものが1件あった。

職員の旅費について、宿泊地区分を誤ったものが1件、昼食に係る経費を県費で支出したにもかかわらず日当調整が行われていないもの等が3件あった。

職員から過大に徴収した税金を返還していないものが1件あった。

(3) 契約事務

印刷等の契約に当たり、競争入札にすべきものを随意契約としていたものが4件あった。

予定価格が設定されていないものが2件あった。

契約書が作成されていないもの又は請書が徴されていないものが4件あった。

翌年度以降にわたる契約について、債務負担行為等の手続が行われていないものが2件あった。

委託契約の履行検査が行われず、委託料が過払いとなったものが1件あった。

(4) 財産管理事務

1) 公有財産管理事務

公有財産が不法に占有されているものが1件あった。

公有財産の登記がされていないものが1件あった。

用地取得の委託契約において、平成2年度末までに委託費の全額を委託先に対して支払ったが、平成14年度末においても取得用地の一部が未登記となっていた。

公有財産の貸付又は使用許可に係る手続をしていないものが7件あった。

2) 物品管理事務

会計規則に定める物品管理に関する帳簿を備えていないものが1件あった。

重要物品（文化財）の保管が適当でないものが1件あった。

借上車両の管理が適当でないものが1件あった。

(5) その他

予定価格の設定等に当たり、事務決裁規則に違反したものが3件あった。

3 指示・注意事項の主なもの

(1) 収入事務

納入期限を過ぎて収入されたものが多数あった。

収入を調定する時期が遅延したものが多数あった。

国庫支出金の受入時期が遅延したものがあった。

(2) 支出事務

執行伺

契約等の執行伺に執行予定額、印刷部数の算定根拠など必要な事項が記載されていないもの、年度途中で支出額が当初の執行伺額を上回ることが確実であるにもかかわらず伺額が変更されていないものがあった。

支払時期等

嘱託員報酬の支払いが遅れているもの、業務委託料、複写機利用料金等で支払期限を経過して支払われているもの、請求書の受理の時期が大きく遅れているものがあった。

支出負担行為

業務委託、備品購入等について、契約締結後速やかに支出負担行為を整理すべきであるが、大きく遅延し

ているものが多数あった。

証拠書類等

公の施設の管理委託契約等の委託業務完了報告書が提出されていないもの、検査調書等履行確認書類が作成されていないものがあった。

また、日々雇用賃金の支払いに当たって就労証明書が添付していないものがあった。

(3) 契約事務

随意契約の理由

業務委託、印刷等で随意契約としたものについて、業者の選定理由等随意契約とする理由が不明確なものがあった。

予定価格の設定

業務委託、備品購入、複写機利用契約等の予定価格の設定について、積算の根拠が不明確なものがあった。

機種選定手続

備品購入、機器借り上げ、複写機利用等について、機種選定理由が不明確なものがあった。

契約書

業務委託契約書、備品購入契約書、機器賃貸借契約書等について、業務の内容、機種（製品名）等が記載されていないもの、仕様書が添付されていないもの、契約金額を年額とすべきものを月額で記載していたものがあった。

(4) 財産管理事務

1) 公有財産管理事務

財産の異動報告

財産の貸付契約等の締結・更新時における財産主管課への異動報告が行われていないものがあった。

行政財産の目的外使用許可台帳について、新規許可時の台帳作成及び更新時の手入れが行われていないものがあった。

2) 物品管理事務

物品引継書

物品引継書が作成されていないものがあった。

物品整理票

ア 使用責任者の記名、押印がないものがあった。

イ 重要物品整理票に写真が貼付されていないものがあった。

ウ 物品整理票（重要物品以外）の記載が不適当なものがあった。

エ 物品整理票（借用物品）が作成されていないものがあった。

消耗品受払簿

ア 添付すべき執行伺の写しが添付されていないものがあった。

イ 添付した執行伺の写しに払出しの日付、担当者の確認印がないものがあった。

郵券受払簿

記載漏れあるいは記載の不備なものがあった。

4 重点監査事項

行政財産目的外使用料の減免措置

(1) 監査の目的

行政財産目的外使用料の減免措置については、関係法令及び条例等に基づき行われているが、これの内容が適正か否かについて監査を実施した。

(2) 監査の結果と意見

監査実施機関に係る減免措置状況については下表のとおりであり、おおむね適正に行われていた。

行政財産目的外使用料の減免措置状況

(単位：件)

	機 関 区 分 等 (機関数)	減免措置件数	減 免 割 合 別 件 数		
			免 除	5 割	そ の 他
知 事 部 局 警 察 本 部	本 庁 機 関 (14)	157	121	31	5
	地 方 機 関 (24)	103	89	11	3
	計 (38)	260	210	42	8
教 育 委 員 会	本 庁 機 関 (1)	3	3	0	0
	県立学校等 (14)	111	110	1	0
	計 (15)	114	113	1	0
合 計	(53)	374	323	43	8

なお、「運営の合理化に関する事項」は次のとおりであった。

地方財政再建促進特別措置法の趣旨から適当でないとされている「国に対する減免」を行ったもの、減免基準に照らした場合、5割以内の減額とされている地方公営企業に係る使用料を免除したものがあつた。

減免措置を行うに当たっては、関係規程及び減免基準等を遵守し適切に行われたい。

減免割合は妥当であるが、減免区分の適用を誤つたもの、機関により減免割合が異なっているものがあつた。

減免基準の適切かつ統一的な運用を図るため、減免基準をより明確で具体的なものに見直しを行い、また、減免割合の区分を実態に即して簡素化されたい。

なお、減免基準の「その他、知事が(中略)減免する必要があると認めるとき。」については、具体的な事項を例示されたい。

第3 部局別の監査結果

1 指摘事項

(1) 政策企画局

契約方法が適当でないもの

印刷契約について、予定価格が会計規則第66条に規定する随意契約の金額を超えており競争入札とすべきところ、4者から見積書を徴したうえで随意契約とされていた。(統計調査課)

(2) 総務部

権限の行使が適当でないもの

ア 記念切手の購入伺について、事務決裁規則第5条の規定により課長が決裁すべきところ課長補佐が決裁していた。(総務課)

イ 業務委託契約の予定価格について、事務決裁規則第4条の規定により部長が決定すべきところ、課長が決定していた。(消防防災課)

予算の執行が適当でないもの

文化・観光振興を目的とした記念切手が年度末に6万枚購入され、そのうち5万1千枚が年度内に使用されずに翌年度に繰り越されていた。(総務課)

契約の方法を誤っているもの

ア 複写機の利用契約について、予定価格が会計規則第66条に規定する随意契約の金額を超えており競争入札とすべきところ、2者から見積書を徴したうえで随意契約されていた。(人事課)

イ 寝具貸借契約について、予定価格が会計規則第66条に規定する随意契約の金額を超えており競争入札とすべきところ、随意契約とされていた。(消防学校)

財産の貸付又は使用許可の処理が適当でないもの

ア 職員宿舎駐車場の貸付の手続がなされていない。 (管財課)

イ 公衆電話及び自動販売機について、行政財産目的外使用許可の手続がなされていない。 (看護短期大学)

(3) 地域振興部

権限の行使が適当でないもの

業務委託契約の予定価格について、事務決裁規則第4条の規定により部長が決定すべきところ、課長が決定していた。 (市町村課)

収入の調定事務が適当でないもの

ア 行政財産目的外使用許可に伴う経費負担 (電気料) が収入されていない。 (浜田総務事務所)

イ 行政財産目的外使用料 (電柱敷地使用2件) について、年額で収入すべきところ月割り (5か月分) で収入されていた。 (浜田総務事務所)

収納事務が適当でないもの

港湾使用料の徴収について、収入分任出納員に任命されていない嘱託員が現金を取り扱っていた。 (隠岐支庁土木建築局)

支出事務が適当でないもの

旧林業技術センター庁舎移転に伴う特別清掃について、執行の決定がないまま実施されていた。 (中山間地域研究センター)

財産の使用許可の処理が適当でないもの

ア 課内に事務局がある任意団体について、当該団体が雇用した職員に係る行政財産目的外使用許可申請手続きがなされていない。 (市町村課)

イ 駐車場の使用 (通年) について、行政財産の目的外使用許可の手続がなされていないものがあった。 (木次総務事務所)

(4) 環境生活部

収入の調定事務が適当でないもの

オフサイトセンターに係る行政財産目的外使用許可に伴う経費負担の一部 (ガス料金、水道料金) が収入されていない。 (環境政策課)

(5) 健康福祉部

支払い事務が適当でないもの

修学資金貸付金について、平成14年度新規貸付者 (19名) に対する貸付金が平成15年3月に年間分を一括して支払われていた。 (医療対策課)

契約方法を誤っているもの

カラー印刷業務委託契約 (単価契約) について、執行予定額が会計規則第66条に規定する随意契約の金額を超えており競争入札とすべきところ、3者から見積書を徴したうえで随意契約とされていた。

また、契約にない種類の印刷物について、変更契約を行わないまま発注されていた。 (身体障害者授産センター)

(6) 農林水産部

収入の調定事務が適当でないもの

物産観光館駐車場改修工事について、工事区域に他の団体が借用している土地が含まれており、団体に工事費の一部負担を求めるべきであるにもかかわらず、県が全額を負担していた。 (しまねブランド推進室)

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

生産物で現金販売するものがあるにもかかわらず、会計規則第157条に規定する現金出納簿が備えられていなかった。 (農業試験場)

支払事務が適当でないもの

ア 全国大会参加者旅費について、宿泊料の宿泊地区分を誤って支払われていた。(農業経営課)

イ 昼食代を含む負担金を県費で支出した全国大会への参加者旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整が行われず、支払額を誤っていた。(農業経営課)

ウ 研修会参加者に係る旅費について、旅行命令の変更に伴う日当調整の変更が行われず、支払額を誤っていた。(林業課)

契約方法が適当でないもの

牛舎塗装改修工事について、会計規則第66条の2の規定により予定価格調書を省略できないにもかかわらず、予定価格調書が作成されていなかった。(種畜センター)

財産の取得の処理が適当でないもの

用地取得の委託契約において、平成2年度末までに委託費の全額を委託先に対して支払ったが、平成14年度末においても取得用地の一部が未登記となっていた。(緑化センター)

財産の維持管理が適当でないもの

漁港関連施設用地において、占用許可の失効後も引き続き占用している建物及び構造物があった。(浜田水産事務所)

物品の保管、管理の状況が適当でないもの

借上車両の契約内容について、職員が十分承知していなかったため、不要な修繕費が支払われていた。(川本農林振興センター)

(7) 商工労働部

収入の調定事務が適当でないもの

物産観光館駐車場改修工事について、工事区域に他の団体が借用している土地が含まれており、団体に工事費の一部負担を求めるべきであるにもかかわらず、県が全額を負担していた。(しまねブランド推進室)

支払事務が適当でないもの

ア 昼食代が県費で支出された会議への出席者旅費について、職員の旅費に関する条例第30条に規定する旅費の調整がなされず、支払額を誤っていた。(九州事務所)

イ 修繕工事について、適正な積算が行われなかったため、支払額を誤っていた。(商工政策課)

契約事務が適当でないもの

ア 寮の給食業務を受託した業者が、校内で受託業務外の昼食の調理及び販売を行っているが、当該行為に係る契約が締結されていなかった。(出雲高等技術校)

イ 電気カンナ等の備品購入について、会計規則第68条の5の規定による請書が徴してなかった。(益田高等技術校)

物品に関する諸帳簿の整備が適当でないもの

会計規則第93条第5項に規定する消耗品受払簿が備えられていなかった。(出雲高等技術校)

(8) 土木部

契約事務が適当でないもの

ア 国に委託した工事について、債務負担行為の手続がなされないまま、実施期間が2年度にわたっていた。また、年度内に委託工事が完成していないにもかかわらず、委託料が平成14年度内に全額支払われていた。(道路維持課)

イ 国に委託した工事について、繰越等の手続がないまま委託期間が平成15年度に延長されていた。

また、委託料は平成14年度内に全額支払われていた。(道路建設課)

履行の検査が適当でないもの

土木部職員研修業務委託について、会計規則第70条の5の規定による履行の検査及び委託料の精算が行われず、過払いとなっていた。(土木総務課)

財産の使用許可の手続が適当でないもの

県営住宅駐車場の使用許可の手続がなされていなかった。(建築住宅課)

(9) 出納局

指摘する事項はなかった。

(10) 企業局

指摘する事項はなかった。

(11) 議会事務局

指摘する事項はなかった。

(12) 教育委員会

収入の調定事務が適当でないもの

ア 行政財産目的外使用料(電柱等)が収入されていなかった。(邑智高等学校)

イ 行政財産目的外使用許可に伴う経費負担が収入されていなかった。(松江南高等学校、情報科学高等学校、出雲農林高等学校、邑智高等学校、松江養護学校、石見養護学校)

収入の諸帳簿の整備が適当でないもの

会計規則第105条の8に規定する債権管理簿が整備されていなかった。(邑智高等学校、益田工業高等学校)

支払事務が適当でないもの

平成12年度に過徴収された市町村民税が対象者に返還されず、歳入歳出外現金として保管されていた。

(松江養護学校)

契約方法が適当でないもの

県立学校児童生徒の定期健康診断業務委託ほか1件の委託契約(単価契約)について、会計規則第66条の2の規定に基づく予定価格が設定されていなかった。(保健体育課)

契約事務が適当でないもの

書籍の購入2件について、会計規則第68条の5に規定する請書が徴されていなかった。(古代文化センター)

財産の貸付の手続が適当でないもの

職員宿舍駐車場の貸付の手続がなされていなかった。(福利課)

物品の保管、管理の状況が適当でないもの

重要文化財の保存修理委託について、平成14年度の委託完了から平成15年度の委託開始までの間の物品の保管に関する契約書等が作成されていなかった。(古代文化センター)

(13) 公安委員会

契約事務が適当でないもの

修繕工事について、建設業法第19条の規定により契約書による契約を締結すべきところ、契約書を省略し請書が徴されていた。(大社警察署)

財産の貸付の手続が適当でないもの

職員宿舍駐車場の貸付の手続がなされていなかった。(警察本部)

(14) 人事委員会

指摘する事項はなかった。

(15) 監査委員

指摘する事項はなかった。

(16) 地方労働委員会

指摘する事項はなかった。

2 その他の事項

改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し文書又は口頭により注意した。

3 監査実施機関及び実施期日

別紙(1)、(2)のとおり

別紙(1)

平成14年度会計定期監査実施機関及び実施期日(本庁等)

[一般会計及び特別会計]

部 等	監査実施機関	監査実施期日	部 等	監査実施機関	監査実施期日	
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成15年10月22日	商工労働部 (6)	水産課	平成15年9月5日	
	秘書課	平成15年10月17日		漁港漁場整備課	平成15年9月5日	
	広聴広報課	平成15年10月17日		商工政策課	平成15年9月4日	
	統計調査課	平成15年10月17日		観光振興課	平成15年9月4日	
総務部 (8)	総務課	平成15年10月16日		産業振興課	平成15年10月16日	
	人事課	平成15年10月22日		企業立地課	平成15年9月3日	
	職員課	平成15年10月15日		経営支援課	平成15年9月8日	
	財政課	平成15年10月22日		労働政策課	平成15年9月8日	
	税務課	平成15年10月9日		土木部 (13)	土木総務課	平成15年10月15日
	管財課	平成15年10月8日			技術管理室	平成15年10月15日
	営繕課	平成15年9月4日	用地対策課		平成15年10月16日	
	消防防災課	平成15年10月7日	道路維持課		平成15年10月15日	
地域振興部 (5)	地域政策課	平成15年9月1日	道路建設課		平成15年10月15日	
	市町村課	平成15年10月8日	高速道路推進課		平成15年9月5日	
	情報政策課	平成15年10月8日	河川課		平成15年10月8日	
	交通対策課	平成15年9月1日	斐伊川神戸川対策課		平成15年9月1日	
	土地資源対策課	平成15年8月29日	港湾空港課	平成15年10月15日		
環境生活部 (7)	環境生活総務課	平成15年9月1日	砂防課	平成15年10月8日		
	人権同和対策課	平成15年8月29日	都市計画課	平成15年10月7日		
	文化振興課	平成15年8月20日	下水道推進課	平成15年10月7日		
	国際課	平成15年8月29日	建築住宅課	平成15年10月7日		
	景観自然課	平成15年8月20日	出納局	平成15年10月17日		
	環境政策課	平成15年8月20日	企業業務局	平成15年7月22日		
	廃棄物対策課	平成15年8月19日	議会議務局	平成15年8月20日		
健康福祉部 (7)	健康福祉総務課	平成15年8月27日	教育委員会 (11)	総務課	平成15年8月28日	
	医療対策課	平成15年8月20日		教育施設課	平成15年8月27日	
	健康推進課	平成15年8月28日		高校教育課	平成15年8月29日	
	高齢者福祉課	平成15年9月3日		義務教育課	平成15年8月28日	
	青少年家庭課	平成15年8月27日		保健体育課	平成15年8月28日	
	障害者福祉課	平成15年8月20日		全国高校総体推進室	平成15年8月28日	
	薬事衛生課	平成15年8月19日		生涯学習課	平成15年8月19日	
農林水産部 (11)	農林水産総務課	平成15年10月17日	人権同和教育課	平成15年8月27日		
	農業経営課	平成15年10月16日	文化財課	平成15年9月1日		
	生産振興課	平成15年10月16日	古代文化センター	平成15年8月28日		
	畜産振興課	平成15年10月9日	福利課	平成15年8月19日		
	しまねブランド推進室	平成15年10月9日	公安委員会	警察本部	平成15年10月16日	
	農村整備課	平成15年10月9日		人事委員会事務局	平成15年9月3日	
	農地整備課	平成15年10月8日		監査委員事務局	平成15年9月8日	
	林業課	平成15年10月7日	地方労働委員会事務局	平成15年9月1日		
森林整備課	平成15年10月7日	合計	79機関			

(注) 1 平成15年度の所属局部及び機関名により記載した。

2 しまねブランド推進室は、農林水産部に記載した。

別紙(2)

平成14年度会計定期監査実施機関及び実施期日 (地方機関)

[一般会計及び特別会計]

部 等	監査実施機関	監査実施期日	部 等	監査実施機関	監査実施期日
総務部 (3)	東京事務所	平成15年7月30日		肥飼料検査所	平成15年6月12日
	看護短期大学	平成15年5月28日		来島県有林事務所	平成15年8月7日
	消防学校	平成15年7月7日		緑化センター	平成15年5月29日
地域振興部 (8)	隠岐支庁健康福祉局	平成15年5月22日	商工労働部 (6)	浜田水産事務所	平成15年7月15日
	隠岐支庁水産局	平成15年5月21日		内水面水産試験場	平成15年7月7日
	隠岐支庁土木建築局	平成15年5月21日		栽培漁業センター	平成15年5月20日
	松江総務事務所	平成15年7月29日		大阪事務所	平成15年7月24日
	木次総務事務所	平成15年5月28日		九州事務所	平成15年7月31日
	出雲総務事務所	平成15年8月7日		浜田商工労政事務所	平成15年7月15日
	浜田総務事務所	平成15年7月16日		出雲高等技術校	平成15年6月13日
	中山間地域研究センター (林業技術センター)	平成15年8月7日		浜田高等技術校	平成15年6月3日
環境生活部	美術館	平成15年6月10日	土木部 (8)	松江土木建築事務所	平成15年7月29日
	松江健康福祉センター	平成15年7月29日		木次土木建築事務所	平成15年8月7日
健康福祉部 (9)	出雲健康福祉センター	平成15年6月12日	教育委員会 (17)	川本土木建築事務所	平成15年8月6日
	益田健康福祉センター	平成15年7月16日		浜田土木建築事務所	平成15年7月16日
	益田児童相談所	平成15年7月16日		津和野土木事務所	平成15年7月17日
	身体障害者更生相談所	平成15年5月27日		浜田河川総合開発事務所	平成15年6月3日
	身体障害者授産センター	平成15年5月27日		宍道湖東部浄化センター	平成15年5月28日
	精神保健福祉センター	平成15年7月4日		宍道湖西部浄化センター	平成15年6月11日
	こくぶ学園	平成15年7月16日		浜田教育事務所	平成15年6月4日
	食肉衛生検査所	平成15年6月3日		西郷教育事務所	平成15年5月22日
農林水産部 (26)	安来地域農業普及部	平成15年7月3日	公安委員会 (3)	図書館	平成15年7月4日
	松江家畜衛生部	平成15年5月29日		埋蔵文化財調査センター	平成15年5月27日
	木次農林振興センター	平成15年6月10日		情報科学高等学校	平成15年5月28日
	仁多地域農業普及部	平成15年5月29日		松江南高等学校	平成15年5月29日
	掛合地域農業普及部	平成15年6月11日		松江東高等学校	平成15年6月10日
	出雲家畜衛生部	平成15年7月25日		横田高等学校	平成15年6月11日
	川本農林振興センター	平成15年8月6日		出雲農林高等学校	平成15年8月6日
	大田地域農業普及部	平成15年8月6日		大社高等学校	平成15年6月13日
	浜田家畜衛生部	平成15年7月15日		邑智高等学校	平成15年6月17日
	益田農林振興センター	平成15年6月4日		江津高等学校	平成15年7月15日
	津和野地域農業普及部	平成15年7月17日		益田工業高等学校	平成15年6月4日
	益田家畜衛生部	平成15年6月4日		隠岐島前高等学校	平成15年5月22日
	農業試験場	平成15年7月29日		盲学校	平成15年5月27日
	農業大学校	平成15年6月3日		松江養護学校	平成15年7月7日
	中海干拓営農センター	平成15年7月3日		石見養護学校	平成15年6月17日
	しまねの味開発指導センター	平成15年6月4日		木次警察署	平成15年6月10日
	花振興センター	平成15年7月4日		大社警察署	平成15年7月25日
	家畜衛生研究所	平成15年6月12日		江津警察署	平成15年7月15日
	畜産試験場	平成15年6月11日			
	種畜センター	平成15年7月4日		合計	81機関

(注) 平成15年度の所属部及び機関名により記載した。

企 業 会 計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成14年度の企業会計（病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計）に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象6機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関及び実施期日

監 査 実 施 機 関	監査実施期日
中 央 病 院	平成15年7月11日
湖 陵 病 院	平成15年7月11日
企 業 局 本 局	平成15年7月22日
企 業 局 東 部 事 務 所	平成15年7月22日
企 業 局 西 部 事 務 所	平成15年7月23日
企業局斐伊川水道建設事務所	平成15年7月22日

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善を要する事項は、次表のとおり27件であった。

(単位：件)

区 分	収入関係	支出関係	契約関係	財産関係	そ の 他	合 計
指 摘	2	1	2	3	2	10
指 示	2	0	7	2	3	14
注 意	0	0	0	0	3	3
合 計	4	1	9	5	8	27

なお、上記事項のほか、「運営の合理化に関する事項」1項目について該当機関あてに通知した。

是正・改善を要する事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

また、「運営の合理化に関する事項」の該当機関にあつては、これの措置について検討されたい。

2 指摘事項

(1) 中央病院

未収金の徴収について

医療費の個人負担分未収金が年々増加しており、特に1年以上経過した長期滞納金が累増した。

支払時期が遅延し、不納付加算税が発生したものの

支弁した医師会費に係る源泉徴収税額を納付していなかったために不納付加算税を支払った。

規定の帳簿を備えていないもの

島根県病院事業財務規則に基づく帳簿が備えられていなかった。

[貯蔵品・物品出納簿、未収金調定簿（保険及び労災用）、未収金調定簿（個人・その他団体用）、未収金管理表（個人・保険用）、貯蔵品入庫伝票、貯蔵品出庫伝票など]

財産の貸付の処理が適当でないもの

職員宿舍駐車場の貸付の手続がなされていないかった。

(2) 湖陵病院

未収金の徴収について

医療費の個人負担分未収金が年々増加しており、特に1年以上経過した長期滞納金が累増した。

規定の帳簿を備えていないもの

島根県病院事業財務規則に基づく帳簿が備えられていなかった。

[未収金調定簿(保険及び労災用)、未収金調定簿(個人・その他団体用)、未収金管理表(保険用)、
貯蔵品入庫伝票、貯蔵品出庫伝票など]

予定価格が設定されていないもの

ディケア施設通所患者送迎業務委託契約において、予定価格が設定されていないかった。

財産の貸付の処理が適当でないもの

職員宿舍駐車場の貸付の手続がなされていないかった。

(3) 企業局本局

財産の貸付の処理が適当でないもの

職員宿舍駐車場の貸付の手続がなされていないかった。

(4) 企業局西部事務所

予定価格が設定されていないもの

塩購入単価契約で予定価格が設定されていないかった。

3 指示事項の主なもの

契約関係(中央病院、湖陵病院、企業局本局、企業局東部事務所)

予定価格の設定が適当でないもの、随意契約とする理由が適当でないもの、契約書の記載内容が適当でないもの等があった。

4 その他の事項

改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し文書及び口頭により注意した。

組織及び運営の合理化に資するための意見
(平成14年度会計定期監査結果報告添付意見)

本年度の意見

一般会計及び特別会計

- 1 パブリックコメントの実施について
- 2 定員管理の合理化について
- 3 民間委託の一層の推進について
- 4 技能労務職制の見直しについて
- 5 地方機関のあり方の検討について
- 6 獣医師の確保対策について
- 7 県立学校教育職員に対する謝金の見直しについて
- 8 郵券購入等の適正化について
- 9 電算システム等の積算基準の設定及び発注の見直し等について
- 10 駐車場使用料の徴収について
- 11 県産材の需用拡大と間伐材の利用促進について
- 12 建設事業に係る特定財源の早期確保について
- 13 「島根県教育振興ビジョン」の地方分権化への対応について
- 14 学校授業料未納対策の適正化について
- 15 養護学校における作業学習の見直しについて
- 16 県立学校における学校徴収金処理の適正化について
- 17 浜田教育センターの充実について
- 18 県立高校における中退者の防止について

企業会計

- 1 病院事業の運営について
- 2 電気事業の運営について
- 3 工業用水道事業の運営について
- 4 水道事業の運営について
- 5 宅地造成事業の運営について
- 6 企業局全事業の運営について

過年度の意見

県におかれては、現下の厳しい財政状況の実態を踏まえ、徹底した歳出の削減と収入の確保に万全を期すとともに、「新行政システム推進計画」を確実かつ早期に実行し、一層の財政健全化に向けた取り組みを推進されたい。

この添付意見書は、監査の途上において気付いた組織・運営の合理化に資する意見を述べたものであり、今後の行政運営に当たり留意をお願いするとともに、改善措置について検討されたい。

なお、過年度の添付意見の内、「評価できるもの」、「成果を見守るもの」及び「今後改善が必要なもの」について末尾に掲げたので、これに留意の上、引き続き改善に努められたい。

本年度の意見

一般会計及び特別会計

1 パブリックコメントの実施について (広聴広報課)

パブリックコメントの実施に当たっては、実施要綱に基づき、対象とする計画等の案を県のホームページや県政情報センターで公表し、これに対する県民の意見を募集しているが、必ずしも県民に十分な利用の機会を提供したことはない。

このため、内容を分かりやすい形に要約し新聞に掲載した上で、意見を求められたい。

2 定員管理の合理化について (総務部)

定員管理を行うに当たっては、各部等に対し一定率の削減を掛け、重点施策実施部門等へ再配分されたい。

各部長等はこれを受け、部内各課に対する配分案を作成の上総務部へ提出し、総務部はこれを原則として認め、全体の定員管理を行われたい。

また、新行政システム推進計画に基づく定員削減については、昨年提出された議会の行財政改革調査特別委員会の報告の提言を踏まえ、その早期実現に向けて、年次別、内容別の実施計画を早急に樹立の上、着実に実行されたい。

3 民間委託の一層の推進について (人事課)

民間委託の推進については、新行政システム推進計画の中で事務事業の見直しの一環として取り上げられているが、総務部においては、その点検作業を各業務担当部局に委ねるのではなく、委託可能業務を総点検した上で早急に実施計画を策定し計画的実施に着手されたい。

4 技能労務職制の見直しについて (人事課)

事務事業の合理化の観点から、技能労務職員が携わっている業務について、直営を続けるべき業務か、あるいは委託可能業務かを十分に検討の上、以下の点に留意して実施を推進されたい。

(1) 真に直営を要する事務事業については、最小限必要な人員を技能労務職のまま残しつつ、実施のための作業労務については原則嘱託員化する。

なお、嘱託員化に当たっては、シルバー人材センター、元気な高齢者等のボランティアの活用などを比較検討した上で行うこと。

(2) 委託可能業務については最も効率的運営が可能となるよう委託費の積算に留意する。

なお、委託費の積算に当たっては、必要に応じ元気な高齢者等のボランティアの活用などを積極的に検討すること。

5 地方機関のあり方の検討について (人事課)

市町村合併の進展及び市町村への権限移譲等を踏まえ、地方機関の組織・人員・設置数等そのあり方について検討し、早急に実施計画を策定されたい。

6 獣医師の確保対策について (人事課)

家畜衛生・食品衛生業務に欠くことができない県の獣医師の確保が困難となってきているので、抜本的な確保対策を講ずる必要がある。このため、獣医師の処遇改善について必要な見直しを検討されたい。

また、家畜衛生研究所の獣医師は、「牛海面状脳症対策特別措置法」に基づき24ヶ月齢以上のすべての死亡牛についてBSE検査(月平均70~80件)を実施しており、その取り扱いに当たっては、腐敗が進み、耐え難い悪

臭を放つなどの状態が恒常的に発生することから、その困難性を考慮し、新たな特殊勤務手当の創設を検討されたい。

7 県立学校教育職員に対する謝金の見直しについて（総務課、高校教育課、生涯学習課）

県立学校教育職員が入学試験問題の作成・採点及び公開・開放講座等に従事する場合に県から支給される謝金については、支給対象業務及び支給金額等の明確な基準が設けられていないので、明確な基準等を作成し、統一的な事務処理を図られたい。

また、教育職員が勤務時間内に行うこれらの業務に県から謝金が支給されているものがあるが、これについては廃止を検討されたい。

8 郵券購入等の適正化について（総務課、財政課、出納局）

平成14年度末において郵券の保有額が年間使用額以上の機関が84機関あり、購入額が年間使用額以上であった機関、年度末（第4四半期）に購入が集中していた機関も引き続き多数あった。

郵券の購入に当たり、各機関においては、「用品調達事務に係る改善策」（平成10年3月26日付け財発第175号。総務部長、出納局長連名通知）の趣旨を踏まえ適切に購入し、多額な保有を行わないようにするとともに、関係部局にあっては指導を徹底されたい。

また、利用されていない余剰切手については、一括して総務課で取りまとめの上、料金別納郵便で使用するなどの保有縮減対策を早急に講じられたい。

9 電算システム等の積算基準の設定及び発注の見直し等について（情報政策課、財政課、出納局、総務課）

(1) 電算システムの積算及び発注について

電算システムの保守管理契約については、ソフトウェア又はハードウェアを納入した業者と随意契約を行っている実態があるが、コスト削減及び競争性確保の観点から、ソフトウェア、ハードウェアと一括し、競争入札による複数年契約を検討されたい。

なお、保守管理契約に当たっては、通年保守方式と必要に応じて行う随時保守方式を十分比較検討した上で契約されたい。

また、保守管理契約において同一業者と数年間継続して随意契約を行い、予定価格と極端に開きのある金額で契約している例が少なからずあった。このことは、予定価格の積算が的確でないことも考えられるので、予定価格設定のための統一的な積算基準、積算マニュアルを作成するとともに、各機関が調達等を行う場合における事前協議、情報提供等の指導・チェックを一元的に行う体制を整備されたい。

(2) 複写機の利用契約について

複写機利用契約については、現在、機器一台ごとに複数年の継続使用を前提とした単年度契約が締結されている。

コスト削減及び競争性確保の観点から、機器一台ごとに契約するのではなく、メーカーを特定せず複数の機材を一括し、競争入札による複数年契約とされたい。

なお、現在特定メーカーと行っている県全体を対象とした基本単価契約については、競争性確保の観点から廃止されたい。

10 駐車場使用料の徴収について（管財課、福利課、警察本部会計課、建築住宅課、高校教育課）

(1) 職員宿舍の敷地について、入居者が自家用車の駐車場として占用している実態があるが、貸付等県有財産管理上の手続はなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、民間の状況及び県の収入確保の観点から、財産管理上の手続を行った上で、使用料の徴収について検討されたい。

また、県営住宅についても同様な状況にあるので、他県の状況を参酌し、財産管理上の手続を行った上で、使用料の徴収について検討されたい。

(2) 県の合同庁舎、集合庁舎及び松江警察署庁舎等以外にある地方機関に勤務する職員が通勤に使用している自家用車については、そのほとんどが地方機関の敷地に駐車されているが、使用許可の手続はなされておらず、

使用料も徴収されていない。

については、使用許可の手続を行った上で、使用料が徴収されている庁舎に勤務する職員との均衡及び収入確保の観点から、使用料の徴収について検討されたい。

11 県産材の需要拡大と間伐材の利用促進について（林業課、しまねブランド推進室、建築住宅課）

林業・木材産業の振興のためには、県産材の需要拡大が必要であり、これまでも様々な施策がとられてきたところであるが、県産材の利用は伸び悩んでいる状況にある。

また、森林の保全に不可欠な間伐を促進するためには、間伐材の利用促進が必要であるが、平成14年度の利用率は16パーセントと低迷している。

そこで、木材乾燥施設の整備及び加工業者の育成等により、間伐材を含めた県産材の付加価値を高めるとともに、関係部局が連携して公共施設、個人住宅、土木工事等における需要拡大に向けた施策を強化されたい。

12 建設事業に係る特定財源の早期確保について（農林水産総務課、土木総務課）

県収入の早期確保の対策とし、次の事項について対応されたい。

- (1) 建設事業に対する市町村の負担率は、現在9月議会で議決されるため、市町村負担金の収入が11月以降となっている実態がある。

県の支出時期に対応した収入の早期確保を図る上から、負担率の決定が6月議会の議決となるよう検討されたい。

- (2) 公共事業に係る国庫補助金等について、県の支出時期に対応した請求を国等に対し速やかに行い、収入の早期確保を図られたい。

13 「島根県教育振興ビジョン」の地方分権化への対応について（教育庁総務課）

島根県総合教育審議会の「本県教育の在り方について」（中間まとめ）によると、地方分権推進に対応した教育委員会業務の方向性が示されていない。

地方分権時代における島根県教育振興ビジョンの策定に当たっては、市町村教育委員会の役割拡大とそれに伴う県教育委員会との関係についてあり方を示されたい。

14 学校授業料未納対策の適正化について（高校教育課）

未納額が増加傾向にあるので、徴収マニュアルを作成し、的確な徴収に努められたい。

また、半額免除及び徴収猶予の基準を明確にされたい。

15 養護学校における作業学習の見直しについて（高校教育課）

養護学校中等部及び高等部においては、作業学習の内容が、園芸、陶芸、木工等に固定化されている現状がある。卒業後における社会への適応力を高めるような作業学習の導入を検討されたい。

16 県立学校における学校徴収金処理の適正化について（高校教育課）

本来、公費で措置すべきものが学校徴収金により賄われている実態が未だに見受けられるので、これら現状の是正を図られたい。

特に、県で雇用している警備業務嘱託員以外にPTAで独自に警備員を雇用している実態があるが、県有財産の管理上適切ではないので、是正を図られたい。

また、学校徴収金について、各学校で統一的なチェック体制と事務処理が行われるよう、管理についてのマニュアルを作成する必要がある旨平成13年度の意見で述べているが、未だに作成されていないので、早急に作成されたい。

17 浜田教育センターの充実について（高校教育課）

教員の研修については、平成14年2月に新たに作成された「島根県教職員研修計画」において、松江教育センターが中核機関と位置づけられた。これにより、浜田教育センターの役割、位置づけなどが変化することとなったので、同センターの一層の有効活用について早急に検討されたい。

18 県立高校における中退者の防止について（高校教育課、義務教育課）

一部の県立高校において、中途退学率の著しく高い学校があるので、その原因を分析の上、防止対策の強化を図られたい。

企 業 会 計

1 病院事業の運営について (中央病院、湖陵病院)

(1) 中央病院

国の総医療費抑制策が続く中、平成15年度からは企業債償還に係る一般会計繰り出し基準が2/3から1/2となり、県立病院はこれまで以上に、自らの責任に基づく自立的運営を求められることとなる。加えて、退職者の増加等による経費の増大も見込まれ、経営環境は更に厳しくなり、益々の経営健全化努力が必要になってくる。従って、次の点を踏まえた対策を講ずる必要がある。

今後の病院経営に当たっては、具体的な数値目標を定めた「中期経営計画」を策定し、計画的な運営を行っていく必要がある。

また、計画策定に当たって外部専門家の意見を積極的に取り入れるとともに、院長のリーダーシップの元、全職員が一丸となって、計画の推進に努めること。

今後の収益対策として、統合情報システムを活用し、診療科別にコスト計算に基づく経営の分析を行い、診療科全体を通じた診療業務の合理化を行うこと。

費用削減対策としては、委託契約や材料購入契約において、複数年契約の拡大を図るとともに、市場動向の調査や特命随意契約の再検討等により、可能な限り競争入札を実施するなど、更に競争原理の導入を図りたい。

これまで、検体検査の外部委託や薬剤の院外処方が進められているにもかかわらず、臨床検査技師や薬剤師等の定員数の削減がなされていない。適正な人員配置を検討し、計画的な定員削減を行うこと。

また、本県においては、新行政システム推進計画の中で、組織のスリム化を目指し、外部委託や事務事業見直しにより定員削減を行うこととしている。病院内においても、調理業務の外部委託など、業務の効率化・事務事業見直しが考えられるものは、定員削減計画を策定し積極的に取り組むこと。

(2) 湖陵病院

国の総医療費抑制策が続く中、経営環境は更に厳しくなってくることが予想され、また、退職者の増加も見込まれる。一方、平成19年度にはPFI方式を導入した新病院が開院することになっており、今後、次の点を踏まえた対策を講ずる必要がある。

新病院「県立こころの医療センター (仮称)」建設・経営計画の具体的な実施にあたっては、医療の充実のもと、経営健全化に向けての具体的な数値目標を織り込んだ「中・長期経営計画」を早急に策定し、院長のリーダーシップの元、職員が一丸となって計画の推進に努めること。

また、経営的な面からもPFI方式の導入に当たっては、調理業務等を含めその効果が十分発揮出来るよう努めること。

新病院は、病床数が現在の309床から242床と減少することから、職種ごとの職員数のあり方について十分検討し、新病院開院に向けて職員数を計画的に削減すること。

患者の平均在院日数が306日と平成11年度から連続して延びているので、長期在院患者の早期退院対策については、リハビリテーション部門とデイケア部門の一体的連携により社会復帰援助や地域での生活支援援助を緻密に行う総合的なリハビリテーション活動を積極的に行い、地域の福祉関係機関との連携をとりながら、社会復帰の促進を図ること。

職員が病院敷地に駐車する自家用車については、使用許可の手続がなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、使用許可の手続を行った上で、使用料が徴収されている庁舎に勤務する職員との均衡及び収入確保の観点から、使用料の徴収について検討されたい。

(3) 病院全事業

健康福祉部においては部長を議長とし、平成15年7月9日に、「県立病院経営健全化推進会議」が設置された。同会議は今後、県立病院として、県民に対する高度で質の高い医療サービスの提供と地域医療への支援

等の役割を担いながら、地方公営企業としての自立した運営体制を確立していくための基本計画を策定することとしている。

現在の逼迫した本県の財政状況からして、早急に、具体的目標設定をした、実効性のある計画を策定し、総力を挙げて県立病院の恒常的な経営健全化推進されたい。

県立病院は、厳しい経営環境の中、経営の健全化や新病院建設などそれぞれの課題を抱えている。こうした状況の中で、全病院職員がそれぞれ現状と課題を認識し、経営感覚とコスト意識を持って業務が遂行できるよう、職員の意識改革を図ること。

本県は現在、行財政改革の中で、諸手当の見直しに取り組んでいる。病院においても、医師手当、病院業務従事手当等の特殊勤務手当に関し、その必要性、支給額等について検討されたい。

職員宿舍の敷地について、入居者が自家用車の駐車場として占用している実態があるが、貸付等県有財産管理上の手続がなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、民間の状況及び収入確保の観点から、財産管理上の手続を行った上で、使用料の徴収について検討されたい。

2 電気事業の運営について (企業局)

電気事業は、電気料金の低廉化を目的に電気事業法が改正され、電力自由化が進められるなど、今後の経営環境は益々厳しさを増すものと思われるため、次の点に留意し経営を行う必要がある。

平成14年度の電力会社との料金交渉は企業局にとって厳しいものとなり、平成15年度、16年度の卸電気事業の売電単価は、1 kWh当り従来の10.05円から9.50円へと単価が引き下げられた。

県営発電所の卸電気事業及び卸供給事業は、平成7年の電気事業法改正にともない、平成22年度までは電力受給基本契約を締結し供給先を確保しているが、その後は不透明であり電力会社の電気料引下げ圧力が益々強まり、電力料収益は減少することが確実な状況にある。

今後とも安定した電気事業の経営を行うためには、そのような状況等を見据えた中・長期的経営計画を策定して事業を行っていく必要があり、また、事業の実施に当たっては、事務事業の改善、効率化を図りつつ費用を削減するとともに職員のコスト意識の醸成を図ること。

わが国の電気料金は国際的にみて割高といわれており、そのため電気料金の引き下げを図るため進められている「電力自由化」は、今後完全自由化に向けた動きを強めていくことが予想される。

平成15年度から次期売電価格(平成17年、18年)の交渉が開始されるが、必要経費を売電価格へ反映させ、適正な利益の確保を目指し積極的に働きかけられたい。

平成15年10月から稼働予定の隠岐大峯山風力発電所について、売電単価は15年間11.50円(kWh当り)と定額であり、気象条件の影響は受けるものの収益は、ほぼ横ばいで推移すると思われるので、維持管理費の節減を図ることが利益確保の観点から特に重要であり、最小限の経費で経営され、当初計画見込みの利益の確保を図ること。

3 工業用水道事業の運営について (企業局)

工業用水道を巡る環境は、産業構造の変化、企業の水使用に対する姿勢の変化、企業立地の伸び悩みなど厳しいものがあるが、次の点に留意し事業を行っていく必要がある。

稼働中の施設については、売水率の向上と一層の経営の合理化が図れるよう引き続き努力する必要があるが、既存企業からの新たな需要を掘り起こすなど、民間団体等の協力も得て需要増に向けたあらゆる努力を傾注すること。特に江の川工業用水道事業は、給水先が平成8年に契約した1企業のみであり、その後新規契約がない状態が続き、売水率に若干の向上は見られるものの依然として10%に満たない状態である。このため、知事部局と一体となって新たな水需要につながる企業の立地戦略を検討すること。

また、公営企業体として需要増に向けての努力や、具体的取組みの概要を説明するなどして、県民の理解を得よう努めること。

神戸川工業用水道事業は、志津見ダムの供用開始が平成23年度の予定であり、いよいよ事業計画の検討が

必要になってくるが、的確な需要予測に基づいて、公営企業として誤りのない適切な事業計画を策定し事業を実施すること。

4 水道事業の運営について (企業局)

水道事業を巡る状況は、県東部に水需給の逼迫した地域がみられるが、一般的には、節水型社会への移行、景気低迷等により、今後水需要の大幅な伸びは期待できない状況にある。このようなことを踏まえ、次の点に留意し事業を行う必要がある。

飯梨川水道事業は、順調な経営が続いているが、引き続き経営の合理化に努力するとともに、施設の改良・更新計画も見据えて今後の経営を行うこと。

江の川水道事業は、売水率の向上という大きな課題を抱えているが、ここ数年改善されていない。また、売水率が低いため、水道料金の単価が割高になるという悪循環に陥っている。

単価抑制策については、一般会計からの補助金の交付に加え、企業局としても低利率の企業債への借換えによる単価引き下げの努力が行われているところである。

引き続き、関係市町とともに売水率向上対策の検討を行うことは当然のことであるが、徹底した経費節減等単価低減につながる最大限の経営努力を行う必要がある。また、公営企業体として需要増に向けての努力や、具体的取組みの概要を説明するなどして、県民の理解を得るよう努めること。

事業実施中の斐伊川水道事業は、多額の投資を要する大型事業である。このため、関係市町村の水需要に対応した適切な事業実施を図ること。

5 宅地造成事業の運営について (企業局)

工業団地の売却が進まない現状では、今後とも企業債の償還は一般会計借入金で返済することとなり、一般会計借入金が増大することとなるため、次の取り組みが必要である。

景気が低迷するなかで当年度は、初めて旭拠点工業団地で売却が行なわれ、知事部局や地元自治体と一体となった分譲促進活動が実を結んだものと思われるので、今後とも企業局においても県の組織や経済団体等と連携を深めながら積極的に分譲促進に向け努力すること。

6 企業局全事業の運営について (企業局)

(1) 企業局が行っている電気事業、工業用水道事業、水道事業及び宅地造成事業の各会計の連結財務諸表の作成及び事業別 (施設別又は団地別) のコスト計算書は作成されたが、これらを県民に対する説明責任や経営改善に資するよう有効活用されたい。

(2) 知事部局における新行政システムの推進にともない、企業局においてもこの趣旨を踏まえ職員数の削減や人件費等の抑制について引き続き努力されたい。

(3) 本県は現在、行財政改革の中で、諸手当の見直しに取り組んでいる。企業局においても、諸手当の見直しを検討されたい。特に特殊勤務手当として業務手当 (日額) が企業局全職員に支給されているが、この手当の支給が企業局業務に起因する特殊性があるのか、支給額も含め再検討されたい。

(4) 県職員宿舍の敷地について、入居者が自家用車の駐車場として占用している実態があるが、貸付等県有財産管理上の手続がなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、民間の状況及び収入確保の観点から、財産管理上の手続を行った上で、使用料の徴収について検討されたい。

(5) 県の合同庁舎以外にある企業局の機関に勤務する職員の自家用車については、当該機関の敷地に駐車されているが、使用許可の手続がなされておらず、使用料も徴収されていない。

については、使用許可の手続を行った上で、使用料が徴収されている庁舎に勤務する職員との均衡及び収入確保の観点から、使用料の徴収について検討されたい。

毎週火・金曜日発行

過年度の意見

1 次の事項については、改善措置（一部改善を含む。）がとられたことを評価するとともに、なお一層の推進を期待したい。

(1) 平成13年度の意見

市町村合併推進のための情報支援について（政策企画監室、市町村課）

山陰本線高速化募金委員会について（交通対策課）

芸術文化センターの運営について（文化振興課）

(2) 平成14年度の意見

企業会計に係る事業報告書の作成と公表について（医療対策課、企業局）

食肉衛生検査業務と家畜保健衛生業務の連携強化等について（薬事衛生課、畜産振興課）

2 次の事項については、現在改善が進行中であり、その成果を見守りたい。

(1) 平成13年度の意見

外郭団体について（人事課）

活動経費の具体的使用基準の設定について（人事課、農林水産総務課、商工政策課）

特殊勤務手当の見直しについて（人事課、企業局、警察本部）

一次医療対策の充実について（医療対策課）

県立中央病院の今後の運営のあり方について（医療対策課）

県立学校における人づくり対策の推進について（高校教育課）

(2) 平成14年度の意見

民間施設の職員宿舍への活用及び住宅手当の見直しについて（管財課、福利課、人事課）

中山間地域の維持、活性化について（地域政策課）

西部地域の医療提供体制の整備について（医療対策課）

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは、改善がまだ不十分であるものと認められるので、引き続き改善を進められたい。

(1) 平成13年度の意見

適正な会計事務の推進について

・警備業務の委託費の積算基準について（管財課）

・随意契約について（出納局、医療対策課、企業局）

農林関係活性化プラン達成のための実効策について（農林水産総務課、生産振興課、林業課）

(2) 平成14年度の意見

県民意識調査等のあり方について（広聴広報課、統計調査課、人事課）

公用車、パソコンの調達について（財政課、情報政策課）

各市町村において展開されている優良事例（事業）の情報提供について（市町村課）

地籍調査事業の推進について（用地対策課）

学校教育におけるボランティアの活用及び相談体制の充実について（高校教育課、義務教育課、福利課）

特殊教育諸学校における寄宿舎指導員の適正配置について（高校教育課）

平成十五年十二月九日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江市学殿南町松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円（送料共）